

草津市住民投票条例検討委員会会議傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、草津市住民投票条例検討委員会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。

（傍聴の手続等）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所において、傍聴整理券（別記様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴人の定員）

第4条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数は、10人とする。ただし、会議場の事情により傍聴人の人数を制限することができる。

2 傍聴希望者の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって草津市住民投票条例検討委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりまたは垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、たすき、ゼッケン、帽子もしくは外とうの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、携帯電話、写真機または映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食または喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 第2条の規定により会議を非公開で行うときは、傍聴人は、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

(事務局の指示)

第8条 傍聴人は、草津市住民投票条例検討委員会事務局の指示に従わなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年2月17日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴整理券 No.

草津市住民投票条例検討委員会 第 回委員会

日 時：平成 年 月 日（ ） 時 分から

場 所：

注意事項：定数（ 人）を超えた場合は、抽選となりますので御了承ください。

傍聴にあたっては委員長の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

傍聴人の遵守事項

- (1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

※ その他、会議の秩序を乱すおそれがあると認めたときは、退場していただくことになります。